別表第五　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
2　前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第十二条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。 ［一～十一　略］ 十二　法第二十三条第一項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書 ［略］ 3　法第二十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十二号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。 （外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請） **第四条**　［略］ 2　前項の申請書に添付すべき令第十三条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。 ［一・二　略］ 三　法第二十三条の二第一項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書 ［略］ 3　法第二十三条の二第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。 （法第二十五条第三号の原子力規制委員会規則で定める者） **第四条の二**　法第二十五条第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	2　［同上］ ［一～十一　同上］ ［号を加える。］ 3　［同上］ ［項を加える。］ （外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請） **第四条**　［同上］ 2　［同上］ ［一・二　同上］ ［号を加える。］ 3　［同上］ ［項を加える。］ ［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

改正後	改正前
（発電用原子炉の設置の許可の申請） **第三条**　法第四十三条の三の五第二項の発電用原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。 ［一～七　略］ 2　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十条の二第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。 ［一～十一　略］ 十二　法第四十三条の三の五第一項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書 3　［略］	［同上］ 2　［同上］ ［一～七　同上］ ［一～十一　同上］ ［号を加える。］ 3　［同上］